

生活衛生同業組合に未加入の生活衛生関係事業者の皆様へ

# 生活衛生同業組合に加入しましょう

～11月は生活衛生同業組合活動推進月間～

コロナ禍や原材料高騰による経営圧迫、少子高齢化による人手不足・後継者難など、福井県の生活衛生関係営業（生衛業）を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした中、地域社会を支えている生衛業を守り、発展させていくためには、各事業者が団結し、たすけあい、情報を共有し、一丸となって福井県の衛生水準を高めていかなければなりません。

生活衛生同業組合は、生衛法という法律に基づき、各都道府県に業種別に設立され、事業者の皆様を支援し、業界発展のための自主的活動をしている公的団体です。

生衛法の制定以来、60年余にわたり、生活衛生同業組合は、組合員の経営の安定、生活衛生融資の実現、国の施策への関与など、幅広い活動を展開してきました。

下記の資料には、生活衛生同業組合とは何か、加入するとどんなメリットがあるかなどが書かれています。

皆様が、生活衛生同業組合について理解を深められ、加入をご検討いただけましたら幸いです。

公益財団法人 福井県生活衛生営業指導センター  
福井県生活衛生同業組合連合会

# 生衛組合に加入すると こんなメリットがあります

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業 (都道府県によっては、組合設立のない業種もあります。)

特別利率の  
生活衛生融資

団体保険で  
保険料の節約

経営に必要な  
情報の入手<sup>など</sup>



詳しくは裏面をご覧ください

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

指導センターは生活衛生業と生衛組合の活動をサポートしています  
組合に関するお問い合わせはお近くの都道府県指導センターまで

〇〇県指導センター 検索



- 1 組合の団体保険、共済保険は、掛金が安くて、節約につながります**  
総合賠償共済制度／生命傷害共済制度／火災共済制度／自動車総合共済制度 など



万一に備えておくのは大事！  
団体保険で掛け金が安くて助かります！



- 2 生衛組合員には、日本政策金融公庫から組合員だけの優遇融資があります**  
低金利／十分な融資限度額／長期融資／無担保・無保証人／特別貸付 など



組合員になると何よりも金利がやすい！  
日本公庫は、生衛業者専門の金融機関です



- 3 組合から助成金や法改正などの最新の情報がいち早く入手できます**  
HACCP食品衛生管理／受動喫煙防止対策／感染症対策／支援金支給 など



組合のネットワークは迅速で情報が早く、支援金の申請情報は大変助かりました！



- 4 各業種の専門に特化した研修会や経営のための講習会などに無料で参加できます**  
各業種の技術講習会／衛生管理セミナー／感染症対策講習会／経営セミナー など

お客様の安全・安心の確保と腕を磨くため、技術講習・衛生管理セミナーに参加しよう！



- 5 専門家による無料相談、各種申請や手続きのサポートを受けられます**  
法律・融資・税務等に関する相談／訪問経営指導／事務手続き支援 など



困ったときは、まず相談！  
組合の無料相談で専門家に聞いてみよう！



- 6 業界・業種ごとに経費削減のための特典が多数あります**  
カラオケ著作権料割引／クレジットカード手数料優遇／NHK受信料割引 など

思った以上の経費節約ができます！  
組合に加入で、収益力がアップしました



- 7 地域に密着した組合ならではの地域との連携や人脈形成ができ、地域に貢献できます**  
災害協定／ボランティア参加／地域活性化のための活動参加／他業種との連携 など

地域密着、お客様、地域を守ろう！  
人脈形成を図り、業界発展にも尽力しよう！





# 生活衛生業は、お客様の暮らしに不可欠なサービスを提供しています

地域に根ざした安全・安心なお店づくりで  
衛生的で快適な国民生活を支えています

生活衛生業は、私たちの暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、興行場、公衆浴場業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷露販売業のことです。



生活衛生業は、不特定多数の地域住民が利用することから、利用者の感染症の感染経路とならないよう法律で各種の衛生規制が行われています。生活衛生業は、お客様の視点に立った「安心・安全なお店づくり」に取り組んでいます。



HACCP  
点検票

衛生水準の向上  
お客様の利益擁護



生活衛生業のお店は、「衛生水準の向上」と「利用者利益の擁護」を図ることが求められています。

日々、営業に先立ち、「衛生管理自主点検票」や「業種別ガイドライン」を踏まえ衛生管理を徹底しています。

生活衛生業は、訪問理容・訪問美容等の要介護者等に対する在宅生活支援サービスの提供、健康食メニューや健康入浴等の実施による外出支援サービスの提供など、地域の住みやすさ、街づくりにも貢献しています。



生活衛生業のお店は、地域の暮らしを支える営業をしています



# 生活衛生同業組合は、 お客様を守る営業者の自主的な活動団体です

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場(映画館)、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業 (都道府県によっては、組合設立のない業種もあります。)

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています



地域の高齢者にどのようにサービスを提供していくかなど、将来ビジョンを考え、各種取り組みを行っています。



地域の暮らしを守るため、生衛業の将来の後継者を育成する活動を続けています。



組合を窓口とした日本政策金融公庫の低金利・長期返済の融資により経営の安定を支援しています。



組合のネットワークで行政の最新情報を迅速にお知らせします。



衛生管理講習会や技術講習会、各種セミナーを開催しています。



行政と災害時の協定を結び、地域の非常事態を支援する活動を行っています。



生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全・安心で豊かな国民生活の実現をめざしています。営業者お一人おひとりの加入があなたの地域を支えます

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター／公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター

お問い合わせは最寄りの都道府県指導センターへ

〇〇県指導センター 検索



生衛業の皆さん！  
議員立法で**料金や営業  
時間の適正化**を図る法  
律を提出いたします



④

こうして、**生衛法は昭和  
32年6月に制定**された  
組合の先人たちの努力と団  
結、繰り返しの行動力が新  
しい法律を産み出した

## 生衛法

平成29年  
で60歳！

生衛業の  
皆さまを  
守ります！

⑤

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律  
(昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

生衛法の制定で業種ごと  
に、各都道府県に1つ営業  
者の自主的組織として**同  
業組合**の設立が認められ  
ました

**生活衛生関係営業同業組合**  
(生衛業組合) **17業種**

理容・美容・興行場・  
クリーニング・  
公衆浴場・旅館ホテル  
簡易宿所・めん類・  
すし・喫茶・中華料理・  
社交・料理・一般飲食・  
食肉・食鳥肉・氷雪

⑥

昭和32年～33年にかけて  
各地で続々組合が設立され  
**組合加入率は90%以上**  
でした。各組合の  
全国連合会も誕生しました



生衛法は、その後、昭和54年、平成12年に大改正が行われています。⑦

こうして生衛法に基づき設立された生衛組合は――

生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

**せいせい NAVI** 無料

をご活用ください

ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。  
アプリのダウンロードとご利用は無料です。  
(下のQRコードからインストール)

iPhone版



Android版



### 🏠 新着情報

融資・補助金情報、セミナー・  
講習情報、感染症等公衆衛生関  
連情報、生衛業の新着情報を知  
ることができます！

### 🔍 検索機能

生衛業関連の情報をカテゴ  
リー、地域、業種、キーワード  
の条件で探すことができます！

### ★ 先進事例

経営改善の先進的な事例を  
テーマ（収益性、集客力、お客  
様満足度等）、業種、地域で検索  
し、閲覧できます！

### 🏢 経営診断

質問に回答していく形式で、  
自店の強み・弱みを診断し、経  
営を支援するためのマニュアル  
を参照できます。

指導センターは、経営指導員を配置し、  
このような仕事をしています

### 主な業務

- ・経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・設備資金・運転資金の融資相談・指導
- ・衛生・経営等の無料セミナーの実施
- ・都道府県・保健所等と協力、生衛業に関する  
最新情報の収集・提供
- ・消費者に対する生活衛生業の啓発、苦情相談の  
実施 等

指導センターは、昭和54年の生衛法改正に基づき、各都道府県に一つ設置された  
生衛業のための指導機関です

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

お問い合わせはお近くの都道府県指導センターまで

〇〇県指導センター 検索

そうだったんだ！

# 生衛組合の 成り立ちと役割



生衛組合は、業界の先  
人たちが経営と暮らし  
を守るため、同業者同  
士が力をあわせて、苦  
勞してつくったものです

社会経済の発展ととも  
に組合の果たすべき役  
割も広範にわたり、地域  
住民・地域経済のため  
の活動も展開しています



公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター



【生衛法と生衛組合の成り立ち】



※生衛業界は、既存の衛生規制(業法)では解決できない料金や営業方法などに対する法的規制が必要と考え、関係業界に共通する生衛業者の生活を守るための「経営安定法」を求めた。

# 生衛法に基づき設立された生衛組合は、国や都道府県、保健所等と協力し、地域の公衆衛生に貢献しています。

生衛業は、国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供する重要な業種であるため、生衛業者には国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る使命があります。そのため生活衛生同業組合は、国や都道府県の指導・支援を受け、衛生水準の維持向上、経営の健全化を図り地域の経済活性化に貢献する役割を担っています。さらに近年では地域文化の継承や非常事態時の支援活動等、地域住民を守り行政に協力するなど多様な活動を展開しています。



## 組合員のため

- ・団体保険制度で経費節約
- ・特別利率の融資制度特典
- ・その他様々な経費節減特典
- ・最新情報入手
- ・無料相談の利用
- ・各種イベント参加、人脈形成

## 生衛業界のため

- ・業界代表機能
- ・交際費課税の損金算入制度
- ・消費税の軽減税率制度
- ・受動喫煙防止対策
- ・その他業界振興を図る活動の実施

## 行政のため

- ・行政施策に対応した生衛サービス提供で公衆衛生の維持・向上を推進
- ・営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- ・高齢者に対する支援サービス提供の推進
- ・大規模災害時の支援協定締結等

## 生衛組合の役割

(各業種ごとに、都道府県に一つ設置)

## 地域住民のため

- ・健康・美容増進サービスを提供
- ・高齢者対策など地域福祉の推進
- ・安全・安心な生衛サービスを提供
- ・賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- ・利用者・消費者利益の擁護

## 地域経済のため

- ・生衛業は地域活性化の一翼
- ・生衛業の雇用吸収力(雇用創出)
- ・商店街形成の主要業種として貢献
- ・インバウンドの受け入れ
- ・暮らしやすい街・快適な街づくり

## 地域社会のため

- ・高齢者に対する生活支援サービスの提供(地域包括ケアシステム)
- ・利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- ・地域文化、食文化の継承
- ・各種ボランティア活動